

令和7年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和7年11月11日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 中野 栄	2番 根本 博
3番 三須 清一	4番 正木 善昭
5番 大井 栄一	6番 森 茂
7番 森田 修	8番 川村 泉治
9番 大炊 三枝子	

4. 欠 席 委 員

10番 染谷 智毅

5. 出席事務局職員

次長 鈴木 光一
主任 片桐 圭悟
主査 富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条について

議案第2号 農地法第5条について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）について

報告事項

報告第1号 農地法第4条（届出）について

報告第2号 農地法第5条（届出）について

報告第3号 農地法第18条（合意解約）について

報告第4号 農用地利用集積計画の内容の変更について

三須清一会長 ただいまから、令和7年第11回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

5番 大井 栄一委員

6番 森 茂委員にお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」1件、

議案第2号「農地法第5条について」4件、

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）10件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条について、次のとおり、許可申請があつたので審議を求める。

提出日 令和7年11月11日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も 1 ページからとなります。

議案第 1 号の申請地は、〇〇〇地先の田 1 筆、面積は 4,071 平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の北東側約 1,200 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 3 ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第 1 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第 1 号について、調査結果を報告します。

第 1 調査会で受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、借受地を含む約 11.10 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻が 180 日、子が 160 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地は全て効率的に耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 1 調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 1 号「農地法第 3 条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(拳手全員)

拳手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条について、次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

提出日 令和7年11月11日 我孫子市農業委員會会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

整理番号 1 番、整理番号 2 番は同一事業のため、一括して説明します。

議案資料は9ページからとなります。

申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畠3筆、合計面積は1,543平方メートルの所有権の移転をするもので、太陽光発電施設の設置になります。

位置図は、議案資料の11ページをご覧ください。

受人は第一太陽光合同会社で、渡人は〇〇〇〇〇〇と〇〇の方です。

計画する太陽光発電施設は、パネル板176枚、パワーコンディショナー10台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

土地造成については、現状のままで利用できる状態のため、転圧のみの整地で切土や盛土は行いません。

雨水は敷地内浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、高低差を変えずに造成することで、雨水・土砂が流出しないよう留意します。

また、隣接農地所有者には、境界確定の際に事業内容を説明しましたが、意見や要望等はありませんでした。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第2号整理番号1番、2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号整理番号1番、2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番、2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号整理番号3番、4番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

整理番号3番、4番は同一事業のため、一括して審議いたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案の説明をいたします。

議案資料は35ページからとなります。

整理番号3番、4番は同一事業のため、一括して説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 1,312 平方メートルの所有権を移転するものです。

転用目的は駐車場になります。

位置図は、議案資料の37ページをご覧ください。

受人は豊島運輸有限会社で、渡人は〇〇の方です。

事業計画書では、従業員駐車場不足解消のため、本社営業所、バス駐車場に近接する当該地に従業員用駐車場の整備を計画しました。

雨水は、計画地内を砂利敷込み転圧し、敷地周囲にコンクリートブロックを2段立ち上げ、敷地全体で自然浸透します。

敷地境界に設置するフェンスは、日照・通風に配慮し、ネットフェンスとします。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、森第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第2号整理番号3番、4番について、調査結果を報告します。

第1調査会で、譲受人の社員及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、全面砂利敷きで、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地に影響がないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、「宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設、又は、公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号3番、4番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号3番、4番については原案どおり許可するこ

とに決定いたしました。

次に、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

なお、整理番号9番については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり促進計画案について審議を求める。

提出日 令和7年11月11日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は69ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、10件です。

整理番号1番、賃貸借権を新規設定する農地は、○〇〇地先の地目田4筆で、合計面積は6,860平方メートルです。

受人は○〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は○〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当りコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号2番、賃貸借権を新規設定する農地は、○〇〇字〇〇〇地先の地目畠2筆、合計面積は1,321平方メートルです。

受人は○〇〇〇〇〇〇〇〇の新規就農者で、渡人は○〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号3番、賃貸借権を新規設定する農地は、○〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は2,084平方メートルです。

受人は○〇〇〇〇〇〇〇〇〇の新規就農者で、渡人は○〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号4番、賃貸借権を新規設定する農地は、○〇〇字〇〇〇地先の地目畠1筆、面積は1,120平方メートルです。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号5番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は1,043平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積でコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号 6 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 3,450 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号7番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は2,503平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラムです。

整理番号 8 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 219 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積でコシヒカリ1等米〇円相当額物納です。

整理番号9番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畠1筆、面積は1,093平方メートルです。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 10 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 2,434 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇キログラム相当額です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて森第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

森茂調査会長 議案第3号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約17.16ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が30日、父が300日、母が200日、祖母が30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号2番、整理番号3番、整理番号4番の受人の経営耕地面積はありません。

営農計画表の農業従事日数は、本人が250日、夫は100日です。

主要な機械、設備については、今後揃えていく予定です。

整理番号5番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.08ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号6番、整理番号7番、整理番号8番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約1.56ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間360日、母が30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号9番の受人の経営耕地はありません。

営農計画表の農業従事日数は、本人が250日、夫は100日です。

主要な機械、設備については、今後揃えていく予定です。

整理番号10番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約1.31ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、母が10日、子3人も10日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

整理番号1番から8番及び整理番号10番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号1番から8番及び整理番号10番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番から8番及び整理番号10番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に整理番号9番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので退出していただきます。

（○委員退出）

整理番号9番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、整理番号 9 番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は、拳手をお願いします。

(拳手全員)

拳手全員と認め、整理番号 9 番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室、着席)

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第 1 号から 4 号までの 4 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、2 件受理しました。

届出事由は、長屋住宅が 1 件、住宅が 1 件です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、5 件受理しました。

届出事由は、敷地の拡張が 1 件、共同住宅が 1 件、宅地が 2 件、自己住宅が 1 件です。

報告第 3 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、4 件受理しました。

通知の事由は、合意による解約です。

報告第 4 号は「農用地利用集積計画の変更について」で 4 件通知がありました。

通知事由は、賃料の変更です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第11回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。